

多賀城市監査委員告示 22号

地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成30年12月3日

多賀城市監査委員 佐伯 光時
多賀城市監査委員 根本 朝栄

記

- 1 監査対象団体 カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社
- 2 監査実施日 平成30年10月30日（火）
- 3 監査の範囲 平成29年度分多賀城市立図書館の指定管理業務
- 4 監査の着眼点 平成29年度分の指定管理施設の効率的な運営及び安全管理並びに出納関係事務が、法令及び市との協定に基づき適正に執行されているかどうかを主眼とした。
- 5 監査の結果 別紙のとおり

平成30年10月実施 公の施設の指定管理に係る監査結果

対 象	カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社
監 査 の 範 囲	平成29年度分多賀城市立図書館の指定管理業務
実 施 日	平成30年10月30日（火）
1 特別指摘事項	なし
2 指摘事項	なし
3 指導事項	なし